

ラオス新投資奨励法の施行

2017年5月7日

One Asia Lawyers ラオス事務所

藪本 雄登

内野 里美

1 背景状況

ラオスでは、遂に2017年改正投資奨励法¹（以下、「新投資法」といいます。）が2017年4月19日より施行しています。

なお、経過規定によれば、旧投資法により既に恩典を受けていた投資家や企業等については、そのまま旧投資法の内容が適用されることになっております。もし当該投資家が新投資法上の優遇措置を受けることを希望する場合は、当局に対して、新投資法の施行後、120日以内に申請を行う必要があります（新投資法第109条）。



2 新規制の概要

新規制の概要については、「ASEAN News Letter Vol. 40 ラオス新投資奨励法の官報掲載」をご確認ください。前回の内容で記載していなかった改正事項を整理します。

(1) 最低資本金規制の改正

旧投資法第17条では、10億キープ（約125,000USD）が最低資本金として規定されていましたが、新投資法では最低資本金規定が削除されています。この点について、2017年5月7日時点、計画投資省担当者に確認したところ、最低資本金規制は撤廃されたとのコメントがありました。

他方、商工省に確認したところ、各分野最低資本金を設定していない分野については、現時点では、改正前の10億キープを推奨しているとの回答を得ており（商工省企業登録局担当者回答）、最低資本金規制については、今後の運用動向に注視していく必要があります。

(2) 会社設立の申請の流れ²

¹ <http://laoofficialgazette.gov.la/index.php?r=site/display&id=1154>

現時点ではラオス語版のみ存在しており、英語版の作成が待たれます。

² 手続きの流れについては、改正投資法が施行されたばかりであり、今後、修正される可能性があるため、注意が必要です。改正投資法上、首相や各省庁の大臣を含む全関連省庁から構成される投資促進管理委員という組織が発足しました（同法第75条以下）。当該委員会がワンストップ・サービスオフィスを管理し、一本化された効率的で円滑な投資審査・投資管理を行えるような体制を構築しようとしています（同法第77条）。

今回の改正により、基本的に、ネガティブリストに該当しない分野への投資については、ラオス商工省の企業登録管理局もしくは都・県商工局窓口にて申請することになります（同法第 38 条）。

他方、ネガティブリストに該当する分野への投資、駐在員事務所、支店やコンセッションを伴う事業の申請手続き、経済特区内への申請手続きは計画投資省での申請（計画投資省担当者回答）となり、申請窓口が以前と異なりますので、注意が必要です。

(3) 投資インセンティブの内容

投資インセンティブの内容については、以前のニュースレターでもご紹介致しましたが、その他優遇措置も含めて、再度ご紹介致します。

ア 奨励業種

新投資法第 9 条では、奨励業種を以下の通り規定しています。

(ア) 高度で最先端な技術、科学技術の研究、研究および開発、テクノロジーの使用、環境に優しい天然資源エネルギーの節約に資する事業

(イ) クリーンな農業、無農薬、品種生産、家畜改良、工芸作物栽培、森林開発、環境および多様性の保護、地方開発、貧困削減に資する事業

(ウ) 環境に優しい農業生産物の加工、国の伝統・独自の加工品、手工芸品の生産

(エ) 環境に優しく持続可能な自然、文化、歴史観光産業

(オ) 教育、スポーツ、人材開発(人的資源開発)、職業技術、職業訓練所、教材およびスポーツ用品の生産

(カ) 高度な医療施設、医薬品および医療器具製造工場、伝統医薬品の製造と治療施設の開発

(キ) 都市の渋滞緩和、居住地域整備のための公共サービス・インフラ施設への投資運営開発、農業、工業用インフラ建設、商品輸送サービス、越境サービス

(ク) 銀行融資を受けることが難しい貧困地域およびコミュニティに対する貧困解決のための政策銀行、マイクロファイナンス事業

(ケ) 国内製造および世界的に有名なブランドの販売促進のための近代ショッピングセンター開発運営、工業、手工芸品、農業分野の展示場の開発運営

イ 地域に基づく優遇

新投資法第 10 条では、以下の通り、地域の定義を定めています。

<地域 1>

貧困地域、遠隔地、投資に対する社会経済のインフラが整備されていない地域への投資³

³ ラオス政府が指定する 47 の最貧困郡を指すとのこと（計画投資省担当者回答）。47 の最貧困郡は、以下のラオス統計局（Lao Statistics Bureau）ウェブサイトからチェック可能。<http://www.lsb.gov.la>

<地域 2>

社会経済インフラの整備がある程度進んでいる地域への投資

<地域 3>

SEZ への投資

ウ 投資奨励分野および地域に基づく法人税優遇措置

新投資法では、現行法と同様に、奨励業種と地域による基準により、法人税免税の恩典内容を判断する内容となっています。

<地域 1 貧困地域、遠隔地、投資に対する社会経済インフラが整備されていない地域>

地域 1 への進出：法人税が 10 年間免除されます。同法第 9 条で規定される（イ）、（ウ）、（オ）および（カ）の分野への投資について、さらに追加で 5 年間免税措置を受けることができます。

<地域 2 投資に対して社会経済インフラの整備がある程度進んでいる地域への投資>

地域 2 への投資：法人税が 4 年間免除されます。同法第 9 条で規定される（イ）、（ウ）、（オ）および（カ）の分野においては、さらに 3 年間免税されます。

<地域 3 SEZ への進出>

SEZ への投資：法人税の免税優遇措置は、各 SEZ での規制に則り、適用を受けることができます。

なお、法人税免除期間は売上が発生した時点から算出されます（同法第 11 条）。上記に示す法人税免除期間が終了した後は、税法に従い法人税（24%）を納める必要があります。

<新投資法における法人税優遇措置の判定方法>

地域	インフラ整備	法人税免除期間	追加法人税免除期間
地域 1	貧困地域、遠隔地、投資に対する社会経済インフラが整備されていない地域	10 年 (第 9 条に定められる奨励業種への投資)	追加 5 年間 (第 9 条で規定される（イ）、（ウ）、（オ）および（カ）の分野への投資)
地域 2	投資に対して社会経済インフラの整備がある程度進んでいる地域	4 年 (第 9 条に定められる奨励業種への投資)	追加 3 年間 (第 9 条で規定される（イ）、（ウ）、（オ）および（カ）の分野への投資)
地域 3	SEZ への投資	SEZ 関連法令によって判断	

エ 関税および付加価値税に関する優遇

ラオスへ投資する投資家は法人税の免税措置を受ける以外に、下記のとおり、関税および付加価値税の免税措置を受けることができます（新投資法第 12 条）。

- ① 国内で調達・生産することができない固定資産として登録される機器や生産に直接使用される重機等の車両について関税および付加価値税は 0% 課税となります。他方、化石燃料、ガス、重油、自動車、その他の機材などは関係法に従うと規定されています。なお、重機車両の一時的輸入については関税法により規定されると規定されています。
- ② 輸出向け加工生産品に使用する原料、機器、部品の輸入は輸入時に関税徴収を徴収せず、輸出時に関税を免除されます。また、それらの物品に関する輸入時の付加価値税は 0% 課税と規定されています。
- ③ 輸出用の完成品や半完成品の製造のために利用される天然資源ではない国内原料の使用については、付加価値税は 0% 課税となります。

上記の通り、基本的に、建設資材および生産活動に直接利用される原材料、設備、機械、交換部品、車両の輸入にかかわる輸入関税および付加価値税は、関連当局に認可されたマスターリストに基づき免除されます。

オ その他優遇措置

① 追加投資の場合の追加法人税免税措置

事業拡大のため、ラオス法人で生じた純利益を利用して追加投資を行う場合、次年度法人税が 1 年間免除される可能性があります（新投資法第 14 条）。

② 繰越欠損金の適用

損失を計上した場合、その損失を翌 3 年間持ち越して利益と相殺することができます（同法第 14 条）。なお、4 年目以降は残存する損失を利益と相殺することはできません。

③ 土地リースもしくはコンセッション費用の免除

新投資法第 9 条に規定される奨励業種に投資を行う投資家は政府の土地のリースもしくはコンセッション費が免除される可能性があります（同法第 15 条）。

カ 恩典を受けるための条件

新投資法第 9 条で規定される優遇措置分野への投資に関しては、最低でも 1,200,000,000 キープ（約 1,800 万円、約 15 万米ドル）の投資総額、または、ラオス人技術者を最低 30 名以上雇用する、もしくは労働契約を 1 年以上締結するラオス人労働者を 50 名以上雇用することが条件となっています（同法第 9 条第 2 項）。

以 上

- One Asia Lawyers -

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal

- One Asia Lawyers ラオス事務所 -

One Asia Lawyers ラオス事務所には、ラオス語が堪能な日本人専門家が常駐しており、ラオスに特化した進出法務、M&A、コーポレート・ガバナンス、労務、税務、知的財産、不動産、訴訟・仲裁対応などについて、現地法弁護士と連携の上、現地に根付いた最適な法務サービスを提供しています。

<ラオス・オフィスメンバー>

Viengsavanh Phanthaly	代表弁護士（ラオス法）
Vongphachanh Onepaseuth	弁護士（ラオス法）
Saosakhone Oudomsouk	弁護士（ラオス法）
Rosa Hyojeong Khil	弁護士（ラオス法）
Noy Sengkhamyong	弁護士（ラオス法）
藪本 雄登	オブ・カウンセラー
内野 里美	オブ・カウンセラー
Alisaman Phommachanh	パラ・リーガル

<連絡先（日本語対応可）>

Tel: +856-205453-0065

Email: yuto.yabumoto@oneasia.legal / satomi.uchino@oneasia.legal

住所: 2nd Floor, Vieng Vang Tower, Bourichane Road, Unit 15, Dongpalane Thong Village, Sisattanak District, Vientiane Capital, Lao PDR
